

村上市監査委員公表第1号

令和2年度

村上市財政援助団体監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体監査を実施したので、同条第9項の規定により公表します。

令和3年2月10日

村上市監査委員

小 田 健 司
渡 辺 昌

令和2年度 村上市財政援助団体監査報告書

1 監査の期間

令和2年9月29日～令和3年2月10日

2 監査実施団体及び期日

令和元年度に交付した補助金、交付金、負担金の被補助団体を対象とし、次の団体について監査を実施した。(法令によるものや、他の地方公共団体等を含めて構成している団体への負担金を除く。)

監査実施団体（補助金等の名称）	書類監査・聴取実施期日
浜新田区（村上市集会施設整備事業補助金）	11月25日
久保多町区（村上市集会施設整備事業補助金）	
荒川地区青少年育成市民会議（青少年育成市民会議等事業費補助金）	11月27日
村上市神林地区青少年育成市民会議 （青少年育成市民会議等事業費補助金）	
荒川地区スポーツ振興車運営委員会 （村上市スポーツ活動支援バス補助金）	
神林地区スポーツ振興車運営委員会 （村上市スポーツ活動支援バス補助金）	
NPO法人総合型地域スポーツクラブ愛ランドあさひ （村上市スポーツ活動支援バス補助金）	
特定非営利活動法人さんぼくスポーツ協会 （村上市スポーツ活動支援バス補助金）	

3 監査の場所

村上市役所 監査委員室

4 監査の方法

令和元年度に財政援助をした団体について、資料を所管課から提出させた。

提出資料件数は補助金及び交付金で198件、負担金で24件であった。この中から補助金8件を抽出し、監査を実施した。

監査の内容は、村上市補助金等交付規則による交付申請及び事業実績報告等の事務処理が適正に行われ、かつ補助金等が交付目的に沿って適正に支出され

ているかなどについて、関係書類の点検を行い、所管課職員から業務内容等の説明を受けた。

監査に際しては、村上市監査基準に準拠して行った。

5 監査の結果

(1) 共通事項

○補助金等の申請等について

各団体とも、補助金等の交付申請書及び事業実績報告書等の関係書類は、村上市補助金等交付規則に定められたとおり、概ね適正に事務処理が行われていた。

(2) 個別事項

○村上市集会施設整備事業補助金

補助対象項目が複数にわたる場合の申請要件において、運用と補助金交付要綱にずれが生じていたので、整合性を図るために要綱の改正を検討していただきたい。

○村上市神林地区青少年育成市民会議

(青少年育成市民会議等事業費補助金)

補助対象事業の経費に不明瞭な運用が見受けられました。今後、所管課においては、補助対象事業の十分な審査を行い、適切な事務処理を行うよう努めていただきたい。

○村上市スポーツ活動支援バス補助金

実績報告書の一部に要綱で定められていない様式の書類があった。

所管課においては、チェック体制の強化を図っていただきたい。